

随意契約および比較見積省略理由書
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

工事名称 : 一級河川 尻無川 尻無川水門水位計補修工事

尻無川水門の水位計は水門操作を適切に行うための指標となる水位を計測するものであり、水位計測システムを構成する重要な機器です。また、遠隔監視設備とも連携しており、水防災システムにも計測した水位データを送っています。

本工事で更新する水位計は設置から約30年経過し、計測異常等の劣化がみられることから、水位計本体の更新及び水位観測装置盤内の機器の更新を行い、水位計測システム全般の総合試験調整を行うものです。

従って本工事を施工するにあたっては、該当システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、該当システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、該当システムの設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社から保守点検・維持管理・修繕等メンテナンス部門を受け継いだ西菱電機株式会社大阪支社以外にその能力を有するものがないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものとするものです。